

一般質問通告書

岩美町議会会議規則第61条第2項の規定により、一般質問したいので通告します。

令和3年 9月 6日

岩美町議会議長 足立 義明 様

岩美町議会議員 杉村 宏 印

記

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 世帯のネット接続環境と、GIGA スクール構想実現の現状は。	<p>世界経済が拡大する中で、日本の回復が遅れ、四半世紀に及ぶ日本経済の長期停滞がある。停滞原因は、人口減少、交易条件の悪化、投資停滞の3つと言われている。</p> <p>そのうちの人口減少に対処するためには、生産性の向上が不可欠で、岩美町行政が直接責任を担う範囲で具体的に言えば、義務教育環境に、いかに力を入れていくかに尽きると考える。</p> <p>政府において今月、デジタル庁が発足している。また、ソサエティ5.0とも位置づけられる時代を、岩美町の大人も子供も、その利便を享受し、前向きに生きたいと考える。</p> <p>町内ネット接続環境の実態と GIGA スクール構想実現の現状と課題について質す。</p> <p>①町内世帯のネット接続環境を把握しているか。 ②ケーブルテレビの普及が進んでおり、ネット接続環境にない世帯への加入促進を図らないか。その際、公費投入は考えていないか。 ③公的施設での Wi-Fi 環境の整備はどうか。そこでの自主学習は可能か。 ④令和4年度も、もう目前であるが、GIGA スクール構想の実現に向けて、岩美町義務教育の課題は何で、それに対し、どのように取り組もうとしているか。</p>

* 「要旨」であるためには、少なくとも内容についての具体性がなければならない。「何々一般」というようなものは、要旨にはならない。

質 問 事 項	質 問 要 旨
<p>2. 情報を得るのは、町民・議員、同じ権利であり共有すべき。</p>	<p>民主主義の根幹は、情報の共有だ。</p> <p>質問者の民主的な議論のイメージは、町民も議員個人も得ようとすれば同じ情報量で議論に向かい、実際に議論するのは選出された議員となるが、議員は町民の意見を含めて代議する。そういうことだと受け止めている。</p> <p>しかし、情報の提供時期がずれると、代議が困難となる。</p> <p>平成28年9月の一般質問の再質問や、この9月定例会の資料公開時期について質す。</p> <p>①議員と町民が町の情報を得る権限はほぼ同じだ。一方、議員と町民との情報格差は現実にある。会議開催日の3日前に資料が議員に配付され、会議で質疑ができるからだ。町民からすれば、議員に提供しているものは同じ扱いで提供可能とすべきであり、情報公開請求を行わなければならないなどとの実質的な障壁は設けるべきではない。議会論議の中心とされている委員会資料を、HP掲載や、庁舎等での閲覧ができるようにすべきだ。</p> <p>提案者側としては、どう考えるか。</p> <p>②この9月定例会から、資料の公開度が上がる。定例会初日の9月14日に、町HPに定例会資料がアップするとされており、希望者は閲覧できることとなる。</p> <p>一方、議員への資料配布は10日の金曜日であり、その時間差が理解できない。なぜ、議員配布の日と同日にしたいとの提案に立たなかったのか。</p>

* 「要旨」であるためには、少なくとも内容についての具体性がなければならない。「何々一般」というようなものは、要旨にはならない。